

フランス革命における「憲法」とその正当性（二・完）

波多野 敏

目次

はじめに

第一章 三部会から国民議会へ（以上六二巻四号）

第二章 人権宣言と憲法

第三章 フランスの統治原理

まとめ

（以上本号）

三部会は「国民議会」へと変わり、球技場の誓いは憲法を「定める」ことを最重要の課題として設定した。しかし、既に見たように球技場の誓いでは、憲法を「定める」ことと同時に王国の原則を「維持する」ことにも言及されている。これまでのフランス王国の基本原則とは何かということは必ずしも明確ではないが、球技場の誓いも歴史から完全に切断された憲法を想定しているわけではない、という読み方も可能性としてはある。実際に、国民議会での議論では、これまでの歴史に言及されることも少なくない。以下では、人権宣言についての審議とそれに続くフランスの統治体制に関する審議を中心に、憲法的な規定の正当性の根拠に何が想定されているかということを見てゆきたい。

第二章 人権宣言と憲法

ムニエの報告

六月三〇日に「国民議會」として再出発した議會で、憲法委員会が七月六日から活動を始める⁽¹⁾。本格的に憲法についての議論が始まるのは憲法委員会の報告としてムニエが報告を行った七月九日からである。ムニエの報告では、これまでの伝統にも配慮しながら、新しい憲法を定めること、そのためにまず人権宣言を定めることの必要性が論じられる。これに先立って、七月七日には貴族身分の議員が伝統的な三部会の手続が憲法原則であるという決議をしているが、これは国民議會で改めて審議されることはない⁽²⁾。一方に既に憲法はあるという立場からの主張があり、他方に新たな憲法・新たな国を作るという考え方もある。しかし、三部会が国民議會となり、審議方法も議決の仕事も変化した時点で、単純に既存の憲法を守るという主張は困難である。ムニエは、元々から第三身分の議員として、歴史的伝統も考慮に入れた上で、審議方法・議決方法を変え、新しい憲法を作るという立場に立っている。歴史的伝統にも一定の配慮をしながら、新しい憲法を作るというムニエの考え方は、国民議會成立後もなお歴史とのつながりを維持するという立場から可能な一つの考え方を示すものである⁽⁴⁾。

この報告でムニエは、憲法を次のように定義する。

われわれは、憲法とは統治の方法についての一定の確立された秩序であると考える。この秩序は、国民によって、あるいは選ばれた国民の代表によって自由にかつ明白な合意によって作られた基本的ルールに基づいていなければならないし得ない。したがって、憲法とは政府の精確かつ確実な形式であり、あるいはそう言って良けれ

ば、政府を構成するさまざまな権力の権利と義務の表明である。⁽⁵⁾

「統治の方法についての一定の確立された秩序」という言い方からは、歴史の中で慣習的に形成されてきた統治の秩序が連想されるかもしれないが、ここで重要なことは、この秩序が自由かつ明白な合意によって定められなくてはならないということである。ムニエは、三部会の身分毎の審議については反対してきている。この点で第二身分の多くの議員が支持した歴史に基づく正当化と同じ土俵で議論しつつも、これまでの秩序は、少なくともその細部については明示的に合意されておらず、不明確であると考ええる。事実上の秩序だけでは、その秩序は憲法として正当化はできず、明白に国民の意思が示されなくてはならない。ムニエは、「統治の方法が明確に表明された人民の意思から引き出されていないときには、憲法は存在しない。そこには事実上の政府があるだけで、これは状況によって変化し、あらゆる事態に妥協してしまう⁽⁶⁾」と述べ、このような事実上の政府の権力は、人民の権利を守るよりもそれを抑圧することになり、これは、統治者にとっても被治者にとっても不幸なことである、とムニエは言う。

ムニエは一方で「明白な国民の意思」を求めるが、しかし、その憲法秩序は必ずしも歴史から完全に切断されたものではない。ムニエは、過去の国民が示した意思を想定して、憲法秩序の歴史的側面にも注目し、憲法秩序を完全に歴史から切り離すことはしない。つまり、「一四世紀の間われわれは王を戴いてきた。王権は実力で作られたのではなく、国民の意思によって作られたのである⁽⁷⁾」と、はじめに国民の意思が想定され、王政の伝統が正当化されるのである。しかしまた、これは既存の憲法があるということの意味しない。フランスでは、王位継承や課税についての一定の原則が確立されているが、政府について決定的で完全な形は定まっておらず、「あらゆる権力は混同され、その限界も画されていないために、われわれは憲法を持っていない」とムニエは断定する。⁽⁸⁾

このように、ムニエは一定の歴史的伝統の存在と憲法の不在を確認した上で、改めて憲法制定の必要性を述べる

が、その際に、憲法と一般の法律の区別の必要性に言及する。「諸君、われわれは、われわれに求められているものの中で、憲法に関するものと、法律制定に関わるものとを区別しよう。この区別は容易である。国家権力をどう組織するかということと立法によって定められるルールは混同しようがない。」憲法制定権力と憲法によって規定される権力との区別という考え方を示した後、ムニエは、「われわれはまず憲法に取り組むべきか法律に取り組むべきか。おそらく、この選択は困難ではない」として、結論的には憲法からまず取りかかるべきだという議論を展開する。⁽⁹⁾

この憲法からか法律からかという問題について、国民の意思のみを根拠にするのであれば論理的には憲法を制定して初めて立法が可能であるということになるだろうが、ムニエは、法律から制定する可能性を否定してはいない。ムニエは、既存の法律の存在を前提に、その修正から始めるという可能性を排除していないのである。既存の法律の存在を認めているということは、一定の尊重すべき歴史的伝統の存在を認めているということであり、この点もムニエの歴史的秩序を重視する考えの表れである。

ムニエは歴史的秩序にも一定程度の配慮を示しながらも、新しい憲法の制定を求めているわけだが、この新しい憲法の基礎となる価値を示すものが人権宣言である。

すべての社会の目的は全体の幸福であり、この目的から外れ、あるいはその目的に反する政府は本質的に悪しきものである。憲法が良きものであるためには、人権に基礎を置かねばならず、明白に人権を守らねばならない。したがって、憲法を準備するためには、自然的正義によってすべての個人に認められる権利を認識し、すべての社会の基礎を形成すべき原則を思い起こさなければならず、憲法のすべての条文は原則からの帰結でなければならぬ。多くの現代公法学者はこの原則を示すものを人権宣言と呼んでいる。⁽¹⁰⁾

ここで、人権宣言が憲法の基礎となる価値を示すものとして要請される。そして、委員会はこの人権宣言を憲法に先立つものとして定める必要があるという。しかし、ここでムニエは、人権宣言と憲法の関係を抽象的論理的に裁断するのではなく、論理的にはやや曖昧になるが、憲法と人権宣言を相互に往復しながらの作業を提案する。

委員会は、われわれの憲法の目的を思い起こすために、人権宣言は憲法の前に、しかし、条文とは別に前文の形で置かれるべきであり、これと切り離して発表されるべきではないと考えた。委員会は、人権宣言が切り離して発表されれば、あまり有用でないばかりか、不都合を引き起こすと考える。抽象的で哲学的な観念は、その帰結を伴わなければ、議会が認めた以外の帰結を想定することを可能にしてしまう。憲法の全条文が完成されるまで人権宣言を最終的な形で決めないことで、原則の開示として示されるべきものと、その帰結として承認されるべきものとをより精確に結びつけるという利益を得ることができる。この人権宣言は、憲法の前文として短く、単純で、精確でなければならず、議会はこれにまず取り組まねばならないが、最終的な決定は保留しておく必要がある。⁽¹⁾

憲法の基本となる価値を示すものとして人権宣言は必要であり、人権宣言は憲法の前文となるべきなのだが、抽象的哲学的な人権宣言を先に独立して定めてしまうと、そこからさまざまな帰結を引き出すことが可能となり、憲法も不確定なものとなってしまふ。そこで、実際の手続としては、抽象的な原理と具体的な帰結との間で往復しながら、人権宣言と憲法を定めてゆく必要がある、と必ずしも論理的ではないが現実的な提案をムニエは行っているのである。しかし、この憲法と人権宣言との関係は現実的ではあるが、やはり論理的には曖昧さは免れない。この後、ムニエが曖昧なままに残した憲法と人権宣言の関係をどう捉えるかという点は、憲法の形式や正当性とも関係

しながら一つの論点となっていく。¹²⁾

シエイエスと憲法委員会

ムニエの報告の二日後、一日にラファイエットが、「諸君が、これを疑いのない真理を表明したものとしてみただちに国民に捧げようとするにせよ、諸君の大きな作品の第一章を孤立させるべきでないと考えるにせよ、確かなことは、諸君はまずあらゆる憲法の第一の原則、あらゆる立法の第一の要素を含む宣言について考えなくてはならないということである。」として、人権宣言の草案を示す。ラファイエットは、「人権宣言のメリットは真理と精確さであるとして、それはすべての人が知っており、すべての人が感じているものだ」と言うが、おそらくこれを、憲法の基盤となる真理を表明するものとして、憲法の前文としてまず定めるべきであると考えているように見える。¹³⁾

このラファイエットの草案に対しては、ラリーットランダーがただちに反応する。ラリーットランダーは、このような人権宣言が憲法の他の部分や実定法と結びつかないまま、孤立したまま採択され理解されることの危険性を強調し、「世界に向かって生まれたばかりの人民や、遠くにある政府との関係を断ち切った植民地の人民」と「古くからの、巨大な、世界の中でも第一の人民で、一四世紀間一つの形の政府を持ち、八世紀の間一つの王朝にしたがってきた人民、この権力を慈しんできた人民」との違いに言及しながら、この人権宣言の草案を各部局で検討することを提案し、ラファイエットの草案の審議は先送りにされる。¹⁴⁾

そして一四日にラファイエットの提案をめぐる議論が再び取り上げられる。議会議事録は、この審議については要約的にしか記録を残していないが、「一方には、社会的権利が制定される以前の人間の権利を堅く保障するため、人権宣言を憲法の冒頭に置くことを望む者がおり、他方にこの宣言は、憲法の帰結として憲法の後に置くことを望む者もいる。この点に関しては、何も決定されず、憲法は人権宣言を含むというのみが決定された。」と記

述されている。¹⁵ここでは、ムニエの報告でやや曖昧にされていた、憲法が尊重すべき基本的価値を表明するものとして人権宣言がまず制定されて憲法の冒頭に置かれるべきなのか、憲法を定めた結果尊重されるべき権利として最後にこれを確認するものとして人権宣言を確定すべきなのかという論点が表れてきていると理解できよう。

そしてこの論点は、単に憲法制定の手續に関わっているだけではなく、先のラリー＝トランダールの発言からもわかるように、憲法を歴史から切断されたものとして、抽象的哲学的な価値を基盤にして構成するのか、これまでの歴史的伝統を一定程度尊重した上で、その弊害を除いた上で、新しい憲法として構築しなおすのかという、憲法と歴史との関わりをどう考えるか、憲法の正当性をどこに求めるのかという議論とも関わってくる。この日の議論では、この点についての決着はつかず、あらたに憲法委員会を設置して、憲法の草案作りに取りかかることとなる。¹⁶

この憲法委員会のメンバーとなったシェイエスが、委員会で人権宣言についての草案を発表するのが二〇日である。¹⁷『憲法序論』と題された、この草案は、単に条文が並べられているだけではなく、シェイエスが条文の前に簡潔な説明を付しているものであるが、さらに冊子の形で印刷された際には、冒頭に「所見」がつけられている。この「所見」で、シェイエスは二つの立場を整理している。

人間に真理が示される二つの方法がある。一つは、それを信仰箇条として人間に強制する方法である。それは理性よりもむしろ記憶に頼る。多くの人は、今日なお法律はこの性質を持つと主張している。もしそうなら、人間と市民の権利は法律からの帰結ではなく、世界のみなもとからの帰結である。

真理が提供される第二の方法は、真理から基本的な性質、理性と明証性を奪わないでおくことである。人は真に理性によって知ることのみを知る。一八世紀のフランスの代表たちはその選挙人たちにたいしてこのやり方で語らなくてはならない。¹⁸

シエイエスの言う第一の方法は、明確な理性的根拠が無くとも、これまで行われたことをとりあえずは尊重しておくという、伝統主義的あるいは保守的な方法であるが、シエイエスはこの方法はとらない。明確な理性的根拠が示されない信仰箇条や、記憶を下にした既存の法や慣習法的伝統、これは究極的には神の作った世界の源から発するものであるということにもなるが、こうしたことによって人権は定められているのではない。人権は、理性的原理から導かれるものであり、理性によって認識すべきものである。したがって、シエイエスにとっては、人権について考えるのに、伝統主義的思考は不要であるばかりか、おそらく有害であろう。一八世紀の代表たちは伝統によるのではなく、理性に基づいて語るべきである、とシエイエスは言う。人権宣言は、憲法の基本的価値を示すものとしてその前に置かれるべきものであり、人権は歴史的伝統からではなく理性的にのみ認識されるものであるというシエイエスの立場は、『憲法序論——人権宣言についての認識と理性的論述』というタイトルによってこれ以上なく明確に表明されている。¹⁹⁾

憲法委員会は二七日にシャンピオン¹⁸⁾とシセ、ラリー¹⁹⁾とトランダール、そしてムニエの三人によって報告を行う。この報告では、シャンピオン¹⁸⁾とシセが、まず総括的な報告を行い、ラリー¹⁹⁾とトランダールが陳情書の分析を行った上で、ムニエが人権宣言の草案とフランス統治の原理についての草案を発表している。シャンピオン¹⁸⁾とシセの報告では、人権宣言と憲法の関係について次のように整理される。

まず、われわれは諸君にしたがって人間と市民の権利の宣言が憲法に先行しなくてはならないと判断した。しかしそれは、人権宣言という真理が道徳と理性から力を得るとして、またすべての人が命を与えられたときからこの真理を自らのものとし、この真理と人間の本質・性質とを結びつける力が自然にあるとして、人権宣言を提示することによって、こうした道徳や理性、自然の力をこの第一の真理に刻印することが目的ではない。

そうではなく、諸君が、この消すことのできない原理を絶えずわれわれの眼前にわれわれの考えの中に示されることを望んだからである。⁽²⁰⁾

憲法委員会は、人権宣言の必要性を認め、これを憲法に先だつて定めるということについてはその重要性を認めている。人権という重要な価値が憲法の審議の間に忘れられることの無いように、まず憲法の前に人権宣言を定め、常にそれを参照できるようにしたい、とこれが憲法委員会の立場である。しかし、憲法委員会は、人権宣言が理性や自然によって示されるものであるというシェイエスの立場からは一線を画している。シェイエスの立場は、人権宣言や憲法の議論を歴史とは切断了た形で行うことを可能にするが、それは憲法委員会の公式見解とはなっていない。ここでは、依然としてムニエのような考え方が主流となつている。シャンピオン・ド・シセは、この後、シェイエス案とムニエ案さらにはラファイエットの案にも言及しながら議論を展開し、巧妙にこの三つ、とりわけシェイエス案とムニエ案を結びつけてゆくが、シェイエスの議論の核心と言える人権宣言の理性からの演繹という考え方はすでに退けられている。⁽²¹⁾

この後、ラリー・トランダールが陳情書の分析について報告し、この中で本稿の「はじめに」でも紹介した一節が表れている。引用は繰り返し返しになるが、もう一度確認しておきたい。

諸君、われわれ議員は全員一つの点で一致している。すなわち、議員は国家の再生を望んでいるということである。しかしながら、一方には一四世紀にわたつて存在してきた憲法を、作り直し復活させることで、再生をはかろうとする者がいる。彼らにとって、その憲法は、時間の流れの中でその憲法に加えられてきた陵辱や、個人的な利害から公的利害に対して起こされてきた多くの反乱があつたといえ、これを修正しさえすれば、

まだ蘇らせることができるように思われている。

他方、既存の社会体制はあまりにも腐敗しているとして新しい憲法を求める者がいる。この者たちは、すべてのフランス人の心の中で深く愛され、尊敬されている君主による統治とその諸形式を例外的に維持することを命じられている以外は、憲法を創設し、確実な原則を基にあらゆる権力を正しく区別・構築して、フランス帝国の繁栄の基盤を築くために必要なすべての権力が与えられたと考える。⁽²²⁾

ここでラリー＝トランダールは、さまざまな見解を二つの立場に整理しており、憲法と人権宣言の関係もこの二つの立場と関連づけて整理する。この引用に引き続いてラリー＝トランダールは次のように述べる。

諸君、この者たちは、憲法の第一章は人権宣言を含まねばならないと考える。この不滅の権利、それを守るために社会が打ち立てられるのである、と。

この人権宣言の要求は、常に無視されてきたが、いわば、新しい憲法を求める陳情書と、既存の憲法と考えるものを再構築することを要求する陳情書との唯一の相違点である。

既存の憲法を下にこれを修正するとする者たちは、議論の基礎として既存の憲法があると考えているので、人権宣言という形で基本的価値を確認する必要はない。ここにはムニエよりもさらに保守的な、既存の憲法が存在するという七月七日の第二身分の議決に近い立場が表明されていると考えられる。これに対して、新しく憲法を作ろうとするものは、憲法の基礎となる価値を確認するものとして、憲法に先立って人権宣言が必要であると考える。ラリー＝トランダールによって、議論は既存の憲法があるかと考えるか新しい憲法を作るのかという二者択一の図式に

整理され、前者であれば人権宣言は不要、後者であれば人権宣言が必要という対応関係が示される。この後は、おむねこの図式にしたがって議論が展開される。

とりあえずこの憲法委員会の報告では、新しい憲法を求める立場はムニエ的な立場で代表され、シエイエスの議論は棚上げにされた感がある。しかし、われわれは新しい憲法を求める立場にも、シエイエス的ないわば理性からのみ人権を演繹しようとする立場と、一定の歴史的蓄積に配慮しようとするムニエ的な立場とがあることを念頭に置いておかねばならない。

人権宣言と憲法

人権宣言と憲法の関係についての議論は、「人間と市民の権利宣言を憲法の冒頭に置くか否か」という議題で八月一日から本格的な議論となる。四日に結論が出るまで、非常に多くの議員が発言しており、すべての発言者が、この問いにたいして明確な回答をだしているわけではない。⁽²³⁾さらにこの時期、ヴァスチュー占領後の大恐怖が広がる情勢の下、人権宣言という形で抽象的に自由について承認することが、混乱をいっそう増すのではないかという懸念が議員の間にも広がっており、無秩序に対する不安が多くの議員の発言にも反映している。ここでは、むしろ憲法の正当性よりも、混乱する情勢の中でいかにして秩序を確立するかという問題が議論の一つの焦点ともなっているとも言える。⁽²⁴⁾しかし、人権宣言の扱いと歴史への態度にある程度の相関関係を見いだすことは不可能ではない。

カステラーヌ伯は人権宣言を憲法の前に置くべきだと考えるが、これまでのフランスの歴史に対しては、非常に厳しい見方を提示する。フランスは、野蠻から抜け出したとたんに、貴族と専制君主と無政府状態の中ですべての不幸が結びついてきた。ある暴君を倒すために王に力を与えたが、無知な人々はつながれる鎖を取り替えただけであつた。領主の専制は倒しても今度は大臣の専制がそれに取って代わつた。自由な所有も知らず、人身の自由まで

失い、封印令状の制度ができてしまった。しかし、法律を守らねばならないのは人民だけで、憲法の擁護者を自認するパルルマンは何をしてきたか？このように歴史を要約したカステラーヌ伯は、現状の危険性を認識しながらも、「放縱を食い止める真の方法は自由の基礎を築くことだ。人々が自分たちの権利について知れば知るほど、人々は自分たちを守ってくれる法律を愛し、祖国を慈しみ、混乱を恐れるであろう」として、人権宣言の必要性、人権宣言を憲法の冒頭に置くことの必要性を強調する。⁽²⁵⁾

この議論の中でもっとも保守的な立場を取るのは、おそらくマルエである。マルエは、第三身分の議員の中ではほとんど孤立しながらも、三部会の時期から、身分毎の資格確認を容認する意見を示し続けてきた人物でもある。マルエは、「二〇世紀の経験」の中で蓄積されてきた知識の価値を認め、「形而上学的」議論を批判する。

良き憲法はより良い道徳的秩序の帰結であり原因である。帰結としては、憲法制定権力は公的習俗に従うことしかできない。原因としては、憲法制定権力はこれをより良い結果をもたらすために改良しなくてはならない。破壊と再構築が必要なのだ。一方で、勇気を鼓舞しながら超えてはならない一線を明確にし、他方で自尊心に寵愛や権力などといった目的よりもより高い目的を与え、出生や財産による優越性にしかるべき限度を定め、最後に徳と才能という贈り物にふさわしい場を与えなくてはならない。

こういったことが、諸君ご存じのように、良き憲法を補うものであり、社会における人間の権利として発展し保障されるべきものであるべきである。したがって、その宣言は憲法の序文となるべきであるが、しかし、この立法についての宣言は当然われわれが採用しようとしている形而上学的報告でも抽象的定義でもない。⁽²⁶⁾

ここで、マルエが憲法の序文とすべき宣言としてどのようなものを想定しているのかは必ずしも明確ではないが、

少なくとも理性的原理から演繹されるシェイエスのような人権宣言については否定しており、憲法というのが抽象的な原理から演繹されるものではなく、これまで構築されてきた秩序を前提とし、新しく作り替える必要があるとしても、既存の秩序を前提にそれを改良してゆくものでなくてはならないと考えていることは見て取れるだろう。マルエは、「実定法によって変化を被らない自然法は無い」と述べ、抽象的な人権よりも権利を制限し秩序を維持するということに重点を置いている。

このような状況の下で、人権宣言が自然的平等の下での自由という一般的絶対的原則を表明すれば必要な紐帯は破壊されてしまう。憲法のみが世界が引き裂かれるのを防いでくれる。したがって、私は憲法制定を速やかに行うために、委員会の作業を教示として受け入れ、人権宣言の起草については最後の検討に回し、今夜から各部局で、また明日から議会で、ムニエ氏が提出したプランあるいはその他のプランに基づいてフランス統治の原則についての議論を始めることを提案する⁽²⁷⁾。

絶対的・抽象的な人権を宣言してしまえば社会の秩序は破壊されかねない。その前に、統治の原則を確立しておく必要がある。現実には、個人の権利は、この統治の原理の中で制限されるものであるし、その制限に言及せずに人権を宣言することは、無秩序に陥りかけている現在の状況をさらに悪くする恐れがある。マルエは、歴史の中で虐げられてきた人々が引き起こす無秩序への恐れを強調しながら、無秩序に陥らないためにも、既存の秩序を前提に憲法を考えてゆこうとする。ヴァステュー以後の混乱する状況にたいする判断も交えながら、マルエは、人権宣言の審議を後に回し、既存の秩序を前提としながらフランス統治の原則についてまず議論すべきである、と言う⁽²⁸⁾。

この議論は、八月四日に人権宣言ではなく、「人権について認識するときに、その権利というものの使い方を知る

と同時、その限界も知ることができるよう、「人権と義務の宣言を定めるといふ提案が、デユボンからなされ、これは一定の支持を受ける。そうすれば、「人権宣言は大きな利益となるばかりでなく、危険ではなくなる。」抽象的な権利を定めることで、社会的な紐帯が破壊され、社会が無政府状態に陥るといふような懸念にたいして、権利とともに義務を定めておくことで、こうした無秩序が拡大することを防ごうといふわけだ。⁽²⁹⁾この提案は、カミュによって「人間と市民の権利と義務の宣言を作るか作らないか」という形の動議として提案されるが、この動議は賛成四三三票、反対五七〇票で否決される。その後、議会は、「ほとんど全会一致で憲法の前に人間と市民の権利宣言が置かれることを決定した。」⁽³⁰⁾

権利と義務の宣言を定めるといふ提案は、比較的多くの支持があるが、これが否決された後、人権宣言を憲法の前に置くか否かという問題については、既存の秩序から出発し、憲法を先に定めるといふマルエのような考え方はほとんど支持を得られなかった。二七日のラリーートランダーの報告では、既存の憲法を下に考えてゆくという意見も一つの意見として提示されているが、これは陳情書の分析であり、国民議会成立以前の状況を反映したものである。三部会が既に国民議会になり、審議の方法も変わってしまったという事実を前にして、改めてアンシャン・レジームの秩序を基本にして新しい憲法を作っていこうということにはなりにくいということが、結局、マルエのような考え方が支持されなかった理由であろう。ここでまた国民議会は、既存の秩序を離れて新しい国を作り上げてゆく、新しい憲法を作るといふ方向にまた一歩を進めたと言える。

しかし、新しい憲法を作ると言っても、依然としてムニエのような考え方は完全には捨て去られてはいない。シエイエスは、人権を理性的抽象的原理として捉え、これを基盤として憲法を制定するという議論を展開している。これに対して、ムニエは、人権宣言を基盤として新しい憲法を作るといいながら、しかし、歴史の中で確認されてきた原理の中には、新しい憲法の中に盛り込むべきものもあるという立場であり、これは人権宣言を定めた後でも、

伝統的な原理を取捨選択し、一定の秩序を憲法として承認するという可能性を残している。歴史的な伝統を人権宣言の原理から見直してゆくという、このムニエの立場は、歴史ではなく理性を原理として憲法を作るとするシェイエスの立場からは一線を画している。

第三章 フランスの統治原理

国王の裁可権と伝統

人権宣言では、人は自由・平等であり、国家の目的は自然権の保護であるとする社会契約論的構成がとられ、主権が国民にあること、法は一般意思の表明であることなどが定められてゆくが、この人権宣言の審議ではムニエやラリーー・トランダールも指導的な役割を果たした。⁽⁹⁾そして、人権宣言についての審議がひととおり終わった後、二七日からフランスの統治原理について議論が始まる。

フランスの統治原理についての議論では、国王の議会に対する拒否権、議会を二院制とするか一院制とするかといった点が議論となるが、ムニエは、国王の議会に対する拒否権を認め、議会は二院制として、元老院によって国民の意思にある程度の歯止めをかけようとするのに対し、これに対して国王の拒否権を制限し、議会も一院制として国民の意思をストレートに立法に反映させる体制を作ろうとする者たちが対立する。九月一日に国王の拒否権についての結論が出るまで、国王の権限について激しい議論が展開される。

こうした実質的な対立と関連しながら、尊重すべき既存の歴史的伝統を想定する者と国民の意思によって新しい秩序を作り出すことを考える者との対立も依然として残っている。二九日の審議では、レドンが、自分たちはどのような権利を持っているかと問い、「誰もフランスを王国として作り上げるといふことはできない、われわれは皆、

フランスは王国であると言ふべきなのである。……われわれが作り上げなくてはならないのは新しい制度ではなく、宣言に過ぎない。国王の裁可権についても同じである。それは我々が作り出す権利ではなく、われわれが承認すべき権利なのである」と述べる。⁽³²⁾この発言では、既に一定の秩序があり、議員は新しいものを作り上げるのではなく、既にあるもの、既にある国家や国王の権限を確認し宣言することができると捉えられる。

これに対して、ペシオン⁽³¹⁾ド⁽³²⁾ヴィルヌーヴは、「議会は憲法制定権力を行使しているのであり、憲法を作るために派遣されている。議会が何でもできる権力を持っている訳ではない。しかし、私は陳情書で扱われている問題を精査し、これに従わないといけないのだろうか。……われわれの陳情書でどの程度影響を及ぼすべきかがあらかじめ定められていないとき、国王の裁可権についてはわれわれ各々が決めることができるのである」と反論する。⁽³³⁾ここでは、国民の意思は尊重しなくてはならないが、陳情書などに表される意思は必ずしも明確ではなく、議員は陳情書に拘束されることなく、新しい憲法を作り、その中で国王の裁可権についても決めることができるのだと述べられる。

さらにドウシヤンは、新しい憲法を作るということには反対する立場から、「われわれが三部会に送られたときには、新しい憲法を作れとは言われておらず、古いものを再生させると言われたのである。諸君はわれわれの統治を王政国家として打ち立てるのではなく、われわれの古来の王政を確認するとしか言えない」と、議論を要約し、国王の裁可権は既存の古来の憲法、古来の王政の中で既に存在しているものだと言う。

立法に対する国王の大きな権限を認めるべきだと考える者は、既存の憲法、あるいは少なくとも既存の秩序・伝統の存在を強調し、これに反対する者は新しい憲法を作るといふ言い方をする。国王の権限をめぐる議論と関連して、憲法は既にあるのか新しく作るのかという論点は、人権宣言が定められた後も依然として残されている。このような議論が展開される中で、ラリー⁽³⁴⁾トランダー⁽³⁵⁾とムニエが憲法委員会として改めて報告を行うのは三十一日

ある。⁽³⁴⁾

憲法委員会報告

三十一日の議会で「王の裁可権についての議論」として、ラリー＝トランダールの報告は、憲法第二章立法権についての報告を行い、その後でムニエによって草案が提示される。ラリー＝トランダールの報告は、立法における国王の裁可権を認め、議会は二院制とするということを基本としており、国王の強い権限を認めるものである。この案の第一章は、既に審議を終えた人権宣言であり、人権宣言を冒頭におき、これを基礎にしてフランス統治の原則を議論するという形になっており、これはこれまでの審議で得られた結論に沿っている。しかし報告の中で、ラリー＝トランダールは、過去の三部会の決定に言及するなど、依然として歴史的な議論をその主張の一つの基礎にしており、これはラリー＝トランダールの後で報告を行うムニエ的な考え方に基づくもので、シェイエスの理性からの演繹という形は取っていない。

国王が立法のプロセスで一定の役割を果たすべきであると言うのに、ラリー＝トランダールは、ブラクストンなどを引きながらやや抽象的な形で議論を組み立てた後、「事実に関する論証に移れば、われわれは勇気を持って次のように言うべきである。われわれは立法における王の協力を問題にする権利すら持っていないと。われわれの時代以前の王政に何もなかったかのように振る舞うのは誤りであろう」と述べ、シャルルマーニュ以降の王政の歴史を、批難すべきものもあつたとしながらも、国民と国王が共同で立法を行って来たこととらえ、「今日に至るまでにこの学説はフランス公法の一部となっている」と肯定的に捉えている。⁽³⁵⁾そして、歴史的伝統が歴史的伝統であるが故に肯定されるべきとは言わないまでも、過去からの一定の蓄積を受け継いだ上で新しい制度を作ることが考えられる。

われわれは、何世代の間、神聖なものとしてきた契約がどこまで現代の世代を拘束するかは検討しなかった。ブラクストンは、「われわれの祖先はおそらくこの重要な問題を決定する権限があり、それを行った。われわれは祖先から遠く離れており、われわれの義務は祖先の決定に従うことである（一卷三章・原注）」と言うが、われわれは、先の世代のあらゆる制度を、一律に後の世代の判断にゆだねるという考え方は政治においては有害なだけの邪説であるとまでは考えない。だが、国民はその意思を放棄することはできないし、あるとき決定したことをまた別の時に取り上げることが可能であるという原則から出発するにしても、何世紀の間、国王に認められてきた特権を国民代表が奪うには、すくなくとも国民がその意思を明確に示すことが必要であると言わねばならない。そして、ここでは国民はこの明確な意思を示していないし、またそれに反する意思も示していない。非常に多くのわれわれの選挙民は法律の制定のために会議と国王が協力・共同することを命じているし、これを憲法の一つの基礎とすることを命じている。したがって、われわれはこの協力関係を確立しなければ、明白に国民の意思に反する条項を挿入し、国民に従わないこととなり、国民によって否認され、われわれが作成する憲法全体を瑕疵あるものとしてしまう。⁽³⁶⁾

ラリーートランダーは、過去の制度であるからこれを尊重すべきであるとは言わず、国民の意思による決定が原則であることを認める。しかし、国民の意思を基礎にしながら、伝統的な国王の権限について、これは国民の意思によって認められてきたものであると言ひ、国民が何世紀の間認めてきた国王の権限を否定するには、新たに明確な国民の意思の表明が必要であると論じる。伝統は伝統であるが故に尊重されるべきではなく、伝統の基礎に国民の意思があるために尊重されるべきなのであり、したがって、伝統を変えるには新たな国民の意思の表明が必要であるとして、これがない限り、伝統は尊重されるべきなのである。

二院制の提案についても、ラリーートランドールは、「いかなる国の憲法を作るにせよ、人間を数的にのみとらえ、その能力や自然権という観点からのみ考えるのは不十分である。人間については、その感情や情熱という観点から精神的な面を考えなくてはならず、とりわけ統治や行政の分野では、その経験を問い、非常に惑わされやすい理論には警戒心を持つておかねばならない」として、理論的にのみ考えることに警鐘を鳴らす。ラリーートランドールは、人間には支配を好む気質があり、いかなる権力でも乱用される危険性があると言う。この権力の乱用を防ぐには、立法権をさらに分割して牽制しあう必要がある。一つの権力は必然的にすべてを飲み込んでしまう。二つの権力は、一つがもう一つを破壊するまで戦い続ける。権力は三つに分けることでバランスがとれる。したがって、立法権は国王と国民代表議会と元老院の三つで分割することが必要なのである。そして、この論証を支えるために、ラリーートランドールはイギリスを中心に、いくつかの歴史的な事例を引き合いに出しながら議論を進めてゆく。ラリーートランドールの報告の後、ムニエが憲法草案を議会に提示し、この際に、立法府は恒常的に開かれるべきことに追加的に言及している。⁽³⁸⁾

憲法委員会の提案では、議会は二院制で、国王と二つの議会によって立法が行われ、法律は三つの機関の意思が一致して初めて成立する。国王の拒否権と国王が議員を選出する元老院を定め、国民によって選出される国民議会の決定に対抗させる形になっている。こうした憲法委員会の議論は、国民の意思を基礎にしなが、これまでの歴史的な経験を考慮に入れ、国王の伝統的な権限を変えることについて明確な国民の意思が示されていないということが一つの論拠となっている。新しい国民議会が設置され、人権宣言が定められた後になってもなお、憲法委員会は今までの歴史的伝統に一定の役割を認めているのである。しかし、人権宣言によって、国民主権が明確にされ、法律は一般意志であると規定された中で、憲法委員会の議論を維持することが容易ではないことはこの後すぐに明らかになる。

国民主権論と国王の拒否権

この憲法委員会の報告を下に九月一日から審議が行われるが、この審議では憲法委員会の原案に対して批判的な見解が次々と示される。ムニエは絶対的拒否権という用語は使おうとはしないのだが、結局のところ憲法委員会の提案は、国王の絶対的拒否権を認めようとするものであると整理されてしまう。³⁹⁾このような絶対的拒否権の支持者は、非常に少ない。議論の主流は、国王に停止的な拒否権を認めるというものである。

しかし、こうした国王の権限をめぐる議論では、ラリー＝トランダールが示したような、国王の伝統的権限を根拠にする議論はほとんど見られない。これまで非常に保守的な立場から議論をしてきたマルエや、国民議会が設置されるまでは第二身分の代表的論客として三部会の手続を歴史的に正当化してきたダントレーグ伯も、ここへ来て伝統的な秩序を根拠にする議論よりも、国民の意思をどう捉えるかという観点からその主張を展開するようになっている。

マルエは、停止的な拒否権を認めるのだが、その発言の冒頭で「この問題の解答は、既に認められた原理、あるいはフランス人民が自らの権力と、人民がその王に与える権力について、一致して認められた原理からの帰結でなければならぬ」と述べる。人権宣言の審議に関連しては、原理的な議論を形而上学的な議論であるとして退け、既存の秩序を前提にすることで無政府状態に陥るのを避けるべきであると論じていたマルエも、人権宣言の審議が終わり、国民主権が確認されたこの時点では、フランス人民の認める原理に基づいてこの問題を考えなければならぬという立場を取るようになっていく。

主権は国民にあるということは既に人権宣言で認められた原理である。マルエも、「この原理によれば、……国王の裁可権というのは何か？それは、主権者の行為であり、この行為によって法律が発せられるのである。これは、国民から渡された権力であり、国民がすべてを持っているのである」とのべ、国王の裁可権は主権者たる国民が認

める限りで国王にあるもので、伝統的な国王の立法権から導かれるものであるとは言わない。また、国王が特権を持つとしても、それは個人的な楽しみのためではない。国王が特別な権力を持つとすれば、それは全体の幸福のためであり、それを決定するのは主権者たる国民である。国王の裁可権は「国民による権利あるいは特権であり、国民代表によるある決定が一般意思の表明であるのか否かを宣言し、これを保障するために、国民が国民の首長に与えるものである。」^④

マルエにとつて、国王の裁可権は、国王が歴史的に持ってきた伝統的な権限ではなく、国民によつて、国民の首長たる国王に与えられる権限である。この権限は、国民代表が定めた法律が真に一般意思の名に値するかどうかを国民の長として判断し、法が一般意思であることを保障するために与えられる権限である。ここで国王は主権者たる国民の決定にしたがつて一定の権限を持つことになるのであり、伝統的な国王の権限が改めて確認されているわけではない。アンシャン・レジームの国王の立法権は、主権者としての権限であつたと考えれば、人権宣言で国民主権が確認された以上、もはや伝統的な権限をそのままでは維持することはできないのは当然である。マルエもまた、国王が一定の特別な権限を持つとしても、それは主権者たる国民の決定でなくてはならないということをご確認ください。最終的な決定権は主権者たる国民にあるということになれば、「拒否権の性質について、国民のみが絶対的なものを持つ。国王の拒否権は、結局のところ停止的なものでしかない」ということになる。^⑤

ダントレーグ伯は九月二日に発言しているが、これもまた国民の意思を基礎にした議論となつている。ダントレーグ伯は、国王の裁可権を定義して「私の考える国王の裁可権は、国民によつて国王に与えられた、立法権の行使において本質的構成要素として介入する権限であり、立法権の行為に国王が合意を与えることによつてこの行為が法律に変わる、そして国王の反対があれば、その行為は何の価値も持たないことになる、そうした権限である」と言う。国王の与える合意によつて法律が最終的に成立するか否かが決まるわけだが、この国王の権限もまた国民によつ

て国王に与えられるものである。ダントレーグ伯は、三部会の時期には、三部会の手続について第二身分の立場から歴史的な正当化論を展開していたが、ここでの国王の権限はもはや歴史的伝統によって認められるものではなく、国民の意思によって定められるものである。この原理をダントレーグ伯は次のように確認する。

この種の議論すべてにおいて指針となるべき基本原理がある。この原理は諸君の決定の以前に存在しているが、諸君の決定はこの原理に崇敬の念を表してきた。それは、すべての権威は人民にある。すべての権威は人民に由来する。すべての正当な権限は人民に発する。これが原理である。⁽⁴³⁾

ここでは、国民ではなく人民と言われるが、この人民はすべての権力の源泉であり、人民の決定無くして正当な権力はあり得ないという原則が、簡潔に確認されている。

そして、人民自らが集まって直接に法律を制定するならば、明確に示された人民の意思が法となるわけだが、実際には代表を選んで立法権をゆだねざるを得ない。このときに、大事なのは代表が一般意思を示すということ、一般意思としての法を定めることをどのようにして確保するかということであり、このために執行権力たる国王の裁可権を認めることで代表の行動を監視することが必要である、とダントレーグ伯は論じる。⁽⁴⁴⁾ こうした議論の当否はともかく、ここで確認しておきたいことは、ダントレーグ伯の発言でも、人民の意思を基盤にして、一般意思としての法を定める制度をどのように構築すればよいかという観点から議論は展開されており、もはや歴史的な伝統は国王の裁可権の根拠とはなっていないということである。

リアンクール公は、一日の審議の冒頭で、いつの時代も国王は法律裁可権を持っており、それは王権の本質であると論じており、一定の歴史的伝統に目を向ける者が全くないわけではないが、マルエやダントレーグ伯とい

最右翼の論客でさえ、もはや歴史的な根拠を援用することはない。歴史的な伝統を一つの根拠にする憲法委員会の議論は、国王の拒否権と二院制という提案内容だけではなく、その正当化の理論においてもこれを支持するものは少数派になっている。ムニエは、憲法委員会の提案がなかなか支持を得られないなかで、四日の審議で改めて憲法委員会の代表として発言をしているが、この発言の中で歴史的な伝統が援用されることはなくなる。⁽¹⁶⁾

人権宣言で国民主権の原則が確認され、法は一般意思であるということになったことから、三部会の時期に主張されたような歴史的な国制の正当化は困難となり、代わって国民の意思が国制の正当化の根拠とされる。この時点では、国民が王政を望んでいるということについては特に異論はなく、この点については合意が得られるにしても、王政であるということから国王と議会、そして主権者たる国民との三者の関係をどう捉えるかについて明確な合意は無い。立法における国王の役割と議会のあり方をめぐって、歴史的な伝統から解放されさまざまな選択肢が可能となる。

停止的拒否権

八月末からの議論においては、すべての議論の詳細をここで整理することは不可能だが、大略三つの立場が区別できる。⁽¹⁷⁾一つは、ムニエのように国王の裁可権を認めようとする者、つまり、ムニエ自身は絶対的拒否権という言いは好まないが、これを認める者であり、ムニエを中心とした憲法委員会の提案はこれである。しかし、この委員会の提案に対する支持者は少なく、多くは国王の拒否権を認めるにしても停止的な拒否権を認めるにとどまり、これが第二の立場としてある。そして、第三の立場として、国王の拒否権自体を認めない者がいる。

この三者の議論のうち、停止的な拒否権を認める議論は、基本的には国民の意思を現実の選挙民の意思に認めていこうとする傾向がある。一日の発言で、サルは次のように言う。

絶対的な拒否権は最終的である。人民に何の手段も残さない。たとえ王が間違つたとしても、たとえ、王がその利益から国民にとって良きものを拒否したとしても、停止的な拒否権は国民への訴えであり、これにより、最初の会期に国民は、国王とその代表との間の裁判官として介入するのである。⁽⁴⁸⁾

サルは、代表制の下では、主権は代表を通じてしか行使されておらず、ここから国王の議会に対する停止的拒否権と国民の最終的判断が求められると考える。代表が良き法を定めなかつたときには国王がこれを拒否し、最終的には国民が直接判断するという図式である。

人権宣言では、ムニエが最終的に提案した条文が採択されているが、国民主権に関する条文は「すべて主権の淵源は基本的に国民にある *Le principe de toute souveraineté réside essentiellement dans la nation*」⁽⁴⁹⁾となつてゐる。サルは「主権は国民にある *la souveraineté réside dans la nation*」⁽⁵⁰⁾と、より直接的に表現しており、ここに、ムニエと絶対的な拒否権に反対する者との相違が表れている。同様の考え方は、ラメットの発言にも見られる。ラメットもまた、「主権は国民にある」と言い、代表は国の国民の主権を行使するために選ばれるのであるが、国民の直接的な判断を求めるきっかけとして国王の拒否権を考える。

代表がある法律を作り、国王に提出する。国王が、これは憲法律に反するとして拒否し、代表がこれに固執した場合、国王と代表、どちらが優越するのか？唯一の裁判官、それは国民である。国民こそが、憲法で自分たちの幸福を作る者として定められているのである。したがって、人民への訴えは不可欠である。この訴えによって考える時間が与えられ、情熱が静まり、そして、もし新しい代表が同じ法律を作つたとしたら、国王はそれを裁可しなくてはならない。誰もこれで国王の威厳が損なわれたとはいわないだろう。⁽⁵⁰⁾

ラメットは、国王は代議員に従わないということはあっても、一般意思に逆らうことはあり得ない、ともいう。ここでは具体的な手続は示されていないが、国王が議会に対する拒否権を発動した際には、代議員が改めて選挙で選ばれ、そしてこの新しい代議員がもう一度同じ法を承認した際には国王はこれを拒否することはできない。これは、選挙によって示された一般意思に国王を従わせることになる、とラメットは考える。

ラボー＝ド＝サンテチエンヌは、もう少し具体的な手続を考えているが、これも、主権的な権力が国民のものであるということから議論を展開する。国民の権利は、二五〇〇万人の権利からできあがっているのだが、二五〇〇万人がすべて集まって権利を行使することはできないので、一人または複数の人間にこれをゆだねて行使させる。しかし、それはあくまで権限をゆだねているのであって、本来持っている権利を譲渡したわけではない。すべての法律は国民議会で定められ、それは国王の裁可を受けるが、国王は法律に対する裁可を拒否することができる。しかし、この際には裁可の拒否は地方に伝えられ、それぞれの地方、ミュニシパリティ、選挙集会で議論され、選挙集会では、多数決によりその意見が決められる。もともと、代表は命令的な委任を受けているわけではないので、それに拘束されることはないが、この手続を経た後、国民議会で審議が行われ、法案は多数決により採択され、さらにこれを国王が拒否した場合には、新たに代議員を選挙する手続に入る。⁽⁵²⁾ こうした手続が妥当かどうかは、検討される必要があるが、これも国民主権を原理として、国王と議会の意見が対立したときには、国民の意見を直接に求めるという形になっている。

ラメットやラボーのように、議会の解散を伴うような手続には賛成しないが、ペシオン＝ド＝ヴィルヌーヴは、次のように述べ、国民自身が議会と国王との間で裁定を下す、最高の裁判官たるべきであるという。

すくなくとも、国王によって停止された法律について国民がどんな要望を持っているかを知る方法は不可能で

はないと考えるべきである。それはなお困難であるように思われる。しかし、問題は国民をその貴重なあらゆる権利において再構築すること、再び奴隷状態に陥ることを妨げることに関わっている。私が支持するのは、公的精神を創造し、啓蒙と教育を普及させ、自由と徳への愛を鼓吹することによって、すべての市民を公的課題に関わらせること、市民自身が作り上げた諸権力間の争いから生まれる問題について、最高の裁判所としての市民の前に訴えることがもつとも適切であるということだ。⁽⁵³⁾

個々の発言にはもちろんさまざまなニュアンスの相違が含まれているが、総じて停止的拒否権を認める者は、主権者たる国民を最高の審級として、国王と議会の意見の相違を裁定するという考え方を持っている。

ムニエの主権論

こうした直接的な国民主権論にたいしてムニエは距離を置いている。四日の発言でムニエは改めて次のように言う。

主権の淵源は国民にあること、あらゆる権威は国民に由来することは異論の余地のない真実である。しかし、国民が自ら統治できるわけではない。あらゆる権力の行使を自らに留保した人民は決して存在しなかった。すべての人民は自由で幸福であるために、代表者に信頼を置き、法律を尊重させるために公的実力を構成し、それを一人または複数の受託者の手中に置かねばならなかった。

ここでムニエは、みずから提案し採択された「主権の淵源」「国民に由来する」と言った人権宣言の文言を引用し

つつ、停止的拒否権の支持者が、最終的な審級として国民による直接的な判断というようなものを想定していることを批判する。ムニエは、有権者が集まって直接に判断することも小さな国では可能かもしれないが、しかし、それでも人々は容易に法が権力に課している限界を逸脱し、専制君主にだまされその鎖にとらわれてしまい、熱狂にとらわれて献身的に尽くしてきた者を処刑してしまうようなことがあった、と言う。直接的な判断は、小国でもさまざまな都合があり、まして大きな帝国では不可能である、もし国民が自分自身で法律を作り、それを執行する能力を保留しようとするなら、すべての市民が自由であり、利益を享受するということは達成できないであろう、というのがムニエの判断である。⁽⁵⁴⁾

停止的拒否権の支持者は、最終的審級として国民の判断を求めるが、ムニエは、「私は、人民が自由であり、陰謀や過ち、性急さの有害な結果にさらされないために立法権ならびに執行権を人に託すべきであり、人民が自ら統治することを望めば、もっとも恐ろしいあらゆる無政府状態を経験した後、専制君主や貴族政のもとに置かれて、自由を失うだろう」と、国民自らが統治することの危うさを指摘する。ムニエは、「経験からわれわれは知っているのではないか。すべての市民が公的利益について集団で審議するとき、審議は、あらゆる見解を採択させようとし、きわめて容易に大衆を誤らせ、全くばかげた嘘で大衆の激情を駆り立てる幾人かの人間の衝動によって指導されることを」と、経験から直接民主制的な決定の危険性を学ぶべきだと言うのである。⁽⁵⁵⁾

そして、主権について次のように説明する。

私は、主権の淵源が国民にあることを知っている。諸君の人権宣言はこの真理を含んでいる。しかし、主権の淵源であることと主権を行使することは全く異なる二つのことである。そして、私は自信を持って、ある国民が主権の行使をしようとするのは、ばかげたそして非常に不幸なことだと考えている。この主権という言葉に

よって理解すべきは無限定の絶対的権力である。したがって、国民は主権者であると言うことは、国民がすべての権力を持っていると言うことである。国民は望むことをすべてできるわけではなく、国民は国民の幸福に關することだけを望むべきなのだと疑う者は確かにいない。しかし、国民は集団的なものであるので、国民自身国民を構成する一部の主張や利益によって突き動かされるものでもある。国民は、首長を選び、政府を組織し公的実力をもたなければ、分派によって引き裂かれ暴力に支配される。国民はこの政府を組織するには、主権をゆだねなければいけないのである⁵⁶。

ムニエは、国民は主権者であるが、国民が直接統治することはできないと考えている。人権宣言では、主権の「淵源」が国民にあるとされ、さらにこれに「基本的には」という副詞がついているのは、ムニエから見れば、国民が直接統治することと主権者たることは別のものであることを微妙に表現したものである。この人権宣言の最終案を提示したのが他ならぬムニエであり、ムニエにとっては人権宣言と自分の考え方とは決して矛盾するものはなかったであろう。

このように直接民主制的な思考からは一定の距離を置くムニエにとって、「法律は一般意思の表明である」という人権宣言の規定もまた、単純に国民の決定が即ち一般意思としての法律になるということを表しているのではない。ムニエにとっては、国民は直接その権力を行使できず、権力を一定の受託者にゆだねざるを得ない。そして、「フランス国民の意思は、王と国民代表との共同で作りに上げられる」ものなのである⁵⁷。ムニエは、「大衆の意思を唯一の導きとした政府はなかった」と言う。古代の共和国においても、いかにして恣意的な意思や激情に駆られた動きから、よく考えられた理性的な意思を区別するかということが考えられ、理性的な決定へといたるようにさまざまな障害が設けられていた、こうした障害は、有益な決定を妨げたこともあったかもしれないが、それよりも有害な決定を

防止してきたのだと、ムニエは言う⁽⁵⁸⁾。ムニエは、議会に対する国王の裁可権という形で、一般意思たる法律の制定をコントロールしようとしている。国王の拒否権を停止的な拒否権として国民の直接的な判断にゆだねるのは、理性的な決定のための制度的なコントロールを回避してしまうことになる。

「もし王国の各デイストリクトの選挙民を、国王と代表との間に入って決定を行うものとするような民主的な体制を作り上げたとしたら、あるいは新たな代表が権力分立に関するあらゆる障害を破壊する能力を与えたとしたら、もつとも有害な帰結があることを委員会が予測している」とムニエは言う⁽⁵⁹⁾。ムニエにとっては、国王の裁可権を停止的な拒否権にし、国民という上級審へ訴えるということは、理性的かどうかともわからない単純な多数の意思を基盤にして決定をするというきわめて危険な発想である。また新たな代表の決定を尊重するというシステムを取るとしても、それは新代表に全権をゆだねてしまうことになり、これは理性的な決定を行うために国民主権の原理を下に作り上げた権力分立のシステムを無にするものに他ならず、これもまた認めることはできないものであった。

シエイエスと代表制の論理

議論の主流は国王の停止的拒否権を認めるものであり、直接民主政的な発想の危険性を強調するようなムニエの議論は委員会の議論とはいえ、全くの少数派になっていた。しかし、もう一人、ムニエとは異なった立場から、主流の議論とは距離を置く人物がいた。それがシエイエスである。まずシエイエスは、議会が国王に立法における一定の役割を認めようとしていることについて、「法律に個人の意思以外の要素を導入し、法律の本質を変質させゆがめるものである」と述べる⁽⁶⁰⁾。

シエイエスは、「国民の長たる君主は国民とともにあることしかできない。もし諸君が、一瞬たりとも国王を国民から分けようとすれば、あるいは諸君が国王に国民とは異なった別の利益を与えようとすれば、この瞬間に、諸君

は王の威厳を損なうことになる」と、国王と国民を一体のもとして捉える。国王と国民は一瞬たりとも分けることはできず、国王は常に国民とともにあるし、国民とともにあらねばならない。したがって、「国民がその要望を表明するときは、国王が国民とともにその要望を表明するのである。どこでも王は長であり、王は主人たるものであるが、王のすべての行為は、諸君の中に王が存在しているということを前提としている。そして、そこでのみ王は立法権を行使できるのである。」⁽⁶¹⁾国王と国民は一体のものであり、国民が議会で立法を行えば、そこ以外に国王が立法に関わる場はあり得ないとシェイエスは言う。⁽⁶²⁾

また、シェイエスは、執行権者としての国王が立法に関わることもできないと言う。国王を執行権の保持者であると考えたとして、その権限が、いかに大きく、いかに広範であっても、法の形成の構成要素として入ってくることはできないことも明らかである。一般意思の中に要素としてはいることができるのは個人の意思のみである、法の執行は法が作られてから行われるもので、執行権は法が制定されるまでは存在するとは見なされない。したがって、国王が法の形成に関わる余地はない。執行権者が法の形成について助言を与えることはあったとしても、法の形成に関わることは出来ない。法の成立を阻止する権限は即ち法を作る権限であり、もしこれが可能であるとすれば、国王はあらゆることができるようになる。国王が拒否権を持つとすれば、それが絶対的であるか停止的であるかには関係なく、それは恣意的な命令でしか無く、「国民の意思に対して、国民全体にたいして発せられる封印令状のようなもの」である、とシェイエスは断定する。⁽⁶³⁾

シェイエスは、国王は国民とともにしかあることはできない、したがって国民の決定にたいして拒否権を発することはできないという、非常に明快な論理で国王の拒否権を切つて捨てた後、もう一つ、国民の意思をどう捉えるかという議論も展開している。シェイエスにとっては、国民の意向が、国民代表の意向とは何か別のものであり得ると考えること、国民があたかもその代表とは別のことを語りうるかのように考えること、これは誤った原理であ

るだけではなく、きわめて危険な原理である。⁽⁶⁴⁾

立法権の行使については二通りのやり方がある。直接民主制的な方法と代表制的な方法である。

市民は、市民の間の誰かに信頼を置くことができる。自分たちの権利を譲渡することなく、その行使だけを委託するのである。市民たちが、自分よりもより良く全体の利益を認識し、またこの全体の利益に関して自分たちの意志をより良く解釈ができる代表を任命することは共通の利益となる。

法の形成について自分たちで権利を行使するもうひとつの方法は、自分たちが直接法律の制定に関わることである。この直接的関わりは、真の民主制と特徴付けられるものである。間接的な関わりは代表制と言われる。

この二つの政治システムの違いは非常に大きい。

この二つの方法の間での選択は、われわれにとって疑問の余地はない。

第一に、われわれの同胞市民の大多数は、フランスを支配すべき法律制定に直接関わるに十分な教育も受けていないし、十分な時間的余裕もない。したがって、彼らの意見は代表を選ぶということである。この意見が多数であるので、教養ある人士も他の人同様この多数意見に従わねばならない。⁽⁶⁵⁾

シエイエスにとっては、フランスが直接民主制的な制度を採用する余地はなく、代表制を取らねばならないことは明らかである。代表制を取るとすれば、停止的な拒否権の支持者が言うような「国民に訴える」ということは意味をなすだろうか。シエイエスは、人民あるいは国民の意思は代表を通じてしか示されないので、国民に訴えるというのの意味をなさないと言う。

人民あるいは国民は一つの声、つまり国民の立法府の声しか持たない。したがって、「国民に訴える」ということについて語られるのを聞いたとしても、行政権力が国民について国民自身に訴えるということとはあり得ても、「代表」が「委託者」に訴えるということとはありえない。というのは、委託者の声は国民の代表を通じてのみ聞かせることができるからである。したがって、「人民への訴え」はまずい拙劣な言い方である。繰り返すが、民主制ではない国で（フランスは民主制ではないが）、人民はその代表を通じてのみ語り行動できるのである。⁶⁶

代表制の下では、そもそも国民の意思というのは代表を通じてのみ示されるものであり、代表の示した意思と異なる意思を人民が示すということは想定されない。代表が決定すればそれは即ち人民の意思である。仮に代表制の下で、代表の決定を国王が拒否したとしても、国民は代表と異なる決定をすることはあり得ない。

国民主権の下で、国王は国民とともにあり、国王の意思は国民の意思と別様のあり方はできない。代表制の下では、国民の意思は、代表を通じてのみ示されるもので、代表の示す国民の意思以外に国民の意思はあり得ない。したがって、国王が代表の決定に対する拒否権を行使することや、代表の決定を改めて人民という審級にかけるというようなことはあり得ないことである、というのがシェイエスの論理である。シェイエスから見れば、国民とともにしかあり得ない国王が国民の決定を拒否することはそもそも不可能なことである。また仮に、国王の拒否権が行使された後に、代表の決定を改めて各選挙区で審議し、その結果を参考に改めて代表が決定を行うということは、意味がないだけでなく、各地域の特権を復活させ、命令的委任制度を復活させることになり、これはアンシャン・レジームの特権のシステムに戻るといふことにしかならない。国王の拒否権は、停止的であれ、絶対的であれ認めようがないというのがシェイエスの考え方であった。

国王の拒否権と議会の会期

国王の拒否権と議会のあり方をめぐって、おおよそ三つの立場が示された。実質的な議論は、七日で終わり、一日の休日を挟んで九日からは、騒然とした中で、採決を目指して議事が進められるが、結局のところ、一〇日に議会は一院制たるものが、一日に停止的拒否権が採択された。一日の採決では、国王が拒否権を持つことについては圧倒的多数で承認されている。シェイエスのように国王の拒否権を認めないという立場はきわめて少数派である。そして、ムニエのような絶対的拒否権を支持するのは三二五票、停止的拒否権を支持するのは六七三票で、最終的には停止的拒否権が採択された。この問題については、ムニエもシェイエスも少数派でしかないことになるが、二人に共通するのは、直接民主制が不可能であり、間接的な形でしか国民の意思形成ができないという考え方である。シェイエスは国民代表によって、ムニエは国民代表と国王によって、国民の意思を形成してゆくことを考えるが、二人の考え方が否定されたということは、国王の拒否権を発動したときには、何らかの直接的な形で国民の意思を問うことである。

もつとも直接的な形で国民の意思を問うといっても、最終的には国民投票のようなものが考えられるわけではない。一二日には、議会の会期が問題とされるが、この問題を提起したルベルティエドゥサンファルジョーは、会期の問題が議会の役割をどう考えるか、議会が一定の役割を果たすためにどのくらいの期間が必要かという問題と並んで、国王の拒否権をどう見るかという問題と関係させる。

国王がある法律に対する裁可を拒否した際には、法律は単に延期されるということである。しかし、もし諸君が会期を一年より長くすれば、またとりわけ二会期の間拒否が存続するとしたときには、延期はいつそう長くなる。

一方、会期を一年にした場合、諸君は拒否権の価値を下げるができる。このやり方は有効だろう。というのは、良き法律の執行が早められ、国民が望むことを確実にし、反乱が起こるといような恐るべき結果を回避できるであろう。

しかしもし逆に、国王が拒否についての決定が、二年の会期で二度の決議の間、つまり四年間延期されるとなると、このような長い見通しは、国民の気持ちを満足させるものでは無からう。⁽⁶⁸⁾

ここでのルベルティエの議論は国民の意思と代表の決定を同一視し、また国民の決定が当然国王の決定に優先させられるべきだという前提で議論されており、拒否権をめぐって三つの立場が問題としていたような、国民の意思をどのように見るかという問題はすっかり切り落とされてしまっている。そして、国王が拒否しても（国民と同一視された）議会が再度決議することによって、国王の拒否権を否定することができ、その期間をどう取るかという問題に単純化されてしまっている。

この後、議会の会期は二年間とすることが決議され、また一四日には議員の改選は会期毎に全議員が改選されることが決められた。⁽⁷⁰⁾ここでは国王が拒否権を発動した際には、任期を満了したあと、選挙によって改選された代表が改めて同じ法律を採択したときには国王の拒否権は否定されるということを前提に議論されている。国民の意思は、この選挙によって反映されるという構造にはなるが、国民投票的なものはまったく問題にならず、単純に改選後の議会が法案を採択し直せばよいということになり、残る問題は、何回議会が採択し直す必要があるかという点とである。そして、この最後の点については、二一日に、二回の会期で採択し直される必要があるかという結局国王の拒否権は、議会で一回の会期を二年として、二回の会期で同じ決定がされることによって、くつがえされるといふ停止的拒否権となる。⁽⁷¹⁾

まとめ——歴史から国民の意思へ

三部会が開会した後、その審議方法を巡って三身分が対立した際には、基本的にこれまでの歴史の中に、本来的な三部会のあり方を考える議論がなされた。とりわけ対立をしたのは第二身分と第三身分であったが、はじめはどちらの身分も歴史の中に自らの主張の正当化の根拠を探している。しかし、第三身分は六月に入ってからこうした議論のあり方を大きく変え、国民議会の設置にあたっては、歴史的伝統ではなく、九六パーセントの国民によって支持されているということが、その正当化の根拠とされた。この論理は、シェイエスの『第三身分とは何か』によって準備されていたものであるが、ここで、究極的には神によって創造された世界の始源からの歴史的伝統を根拠にした国制は、国民の意思を根拠にしたものへと大きく転換する。

その後、人権宣言をめぐる議論の冒頭で、人権宣言が先か憲法が先かという点が問題となり、最終的には人権宣言の制定から議論するということが決定された。こうした議論をリードしたムニエらの議論は、既存の歴史的伝統に一定の配慮は示しており、審議の手続きとしても、人権宣言について議論した後、これを最終的に確定することは留保して憲法の議論を進め、最終的に人権宣言と憲法をまとめて決定するという形になっており、図式的には割り切れない面も残している。しかしながら、人権宣言からまず議論してゆくというこの八月四日の決定は、基本的には、国制を歴史的伝統から考えるのではなく、まず自然権を確認し、その後、自然権を保障するための国のあり方を考えるという、歴史から切断された社会契約論的な発想を選択したものであると言える。

人権宣言では、第二条において国家の社会契約論的な構造が確認され、また第三条で国民主権が宣言され、あたらしい国制が採択されてゆく。人権宣言の審議の後、国王の権限を議論する八月三十一日の憲法委員会報告では、ま

だ歴史的な伝統を根拠にしている部分もあるが、これも過去の国民の決定を、現在明示的な意思が示されない限り覆すことはできないという論の建て方になり、これまで国王が持っていた伝統的権限を、単純に伝統であるがゆえに残すということではない。人権宣言で国民主権が宣言された後、国王が主権者であったアンシャン・レジームからの伝統はもはや根拠にならない。この国王の権限をめぐる議論の中では、それまで第三身分の中でもっとも伝統主義的な議論を展開していたマルエでさえも、歴史的伝統を援用することはなくなり、国民の意思を根拠に国のあり方を考え始め、歴史的な伝統はこの後の議論ではほとんど触れられることはなくなる。

国民議會は三部会とは異なるものであるということが国民議會設置の際に強調される。その後、封建制の廢止の決議も、革命前からの歴史的伝統が否定される一つの局面ともなる。そして、なにより人権宣言では国民主権の原理が宣言される。革命前の政体は王政であり、国王に主権があったのに対して、これが国民主権に代わったことが確認された以上、王政という点では継続性があるとしても、革命前の王政からの歴史的伝統を根拠に、国民主権下の王政の制度を正当化することはできなくなるのである。

したがって、フランス統治の基本構造をめぐる議論においては、歴史的伝統をどう見るかということに代わって、国民の意思をどう捉えるかということが基本的な問題となっていく。国王・議會・国民の三者の関係をどのように組み立て、この三者の有り様から国民の意思をどこに見てゆくかということが議論の中心となる。古代の共和国の事例や、イギリスの歴史にふれられることは無いわけではないが、それは直接現在のフランスの制度を正当化するものではなく、政治制度の組み立て方の一事例として言及されるに過ぎない。そして、主流の停止的拒否権を認める立場は、国王と議會の意見が対立した際には、「国民への訴え」として、何らかの形で直接国民の意思を問うことを想定する。一方、ムニエやラー・トランダールは、国王と議會の協働の中に国民の意思を見ようとし、シエイエスは国民代表の議會にのみ国民の意思を見ようとする。

二院制か一院制か、国王の拒否権を認めるか否かという問題の根底には、国民の意思をどう捉えるかという問題があった。この八月末から九月一日までの激しいやりとりのなかでは、主権者たる国民の意思のとらえ方の相違が顕在化する。そしてこの議論の中では、三部会の時期からの議論で大きな役割を果たしてきた過去の歴史の伝統についてはまったくといってよいほど触れられなくなる。フランスの統治体制は、ここで過去の伝統から切斷され国民の意思に基づいて改めて構築されるべきものとなっている。歴史的伝統についての深い知識を持つてここまで議論をリードしてきたムニエは、憲法委員会の提案がまったく受け入れられなかったことから、一二日委員を辞任し、一〇月はじめの事件をきっかけとして議員としての活動もやめる。ムニエの辞任は、国王の強い権限を支持する一派の一つの軸が失われただけでなく、フランス統治体制についての歴史的正当化の余地が無くなったことの一つの表れである。⁽⁷²⁾

しかし、ここで正当化の根拠とされるようになった国民の意思は、どのように捉えられることになったのだろうか。二千万以上の人間の意思を直接捉えることは不可能であると言うことは、ここまでの議論でもしばしば言及され、シェイエスや、ムニエもまたこの国民の意思をどのように捉えるかということと関連して、国王や議会のあり方を考えようとしていた。しかし、シェイエスやムニエが退けられたあと、ルベルティエなどの議論などでは、国民の意思をとらえることの困難さがほとんど意識されていない。国民の意思が正当化の根拠とされながら、天文学的数の意思の関わるものとしての国民の決定と、それを把握することの困難さが十分に意識されなくなっていたとすれば、一部の者の意思にすぎないものが国民全体の意思、一般意思として捉えられることにもなりかねない。恐怖政治へといたる革命の流れは既にこの時点でその方向が示されていたのかもしれない。⁽⁷³⁾

(一) 国民議会が発足してから憲法の議論が始まるまでにもいろいろな問題が議論されているが、中でも重要なのは議員の資格に

関わる問題である。三部会から国民議会となった議會では、冒頭で多くの第二身分の議員として選出された議員から、自分は選挙区から身分代表として身分毎に審議する三部会の議員として委任を受けてきており、国民議会の審議には参加できないという異議が出される (*Archives parlementaires*, t. 8, pp. 172-173)。三部会の議員は選挙区の代表として三部会に出席しており、その委任の性質は命令的な委任であると理解され、陳情書が書かれるのも、議員が三部会で表明すべき意見を陳情書によって確認していると考えられる。三部会の議員として選出されてきた議員は、そのままで国民議会の議員として活動することはできないというのは当然考えられる異論である。この問題について、シェイエスは、これは六月十七日の国民議会の設置の布告によって解決済みの問題であるという立場を取る (*Archives parlementaires*, t. 8, p. 207)。この議員の委任の性質の問題に決着がつけられるのが七月八日であり、最終的にはほほシェイエスの意見に沿って、この問題については審議の余地はないという決定が行われる。最終的な決議は *Archives parlementaires*, t. 8, p. 208 に見られる。

- (2) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 200.
- (3) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 206. この「宣言」では、諸身分の区別、それぞれの身分の独立、身分毎に投票を行うこと、国王の裁可の必要性は「不可侵かつ憲法上の格率」であり、一四世紀以来の三部会で従われてきた憲法の基本であると考え、六月二三日の国王宣言の第一条で述べられたことを支持することが明言されている。これは第二身分の議員が、伝統的な三部会の論理を憲法上の原則として確認しようとしているものである。
- (4) ムニエ報告は *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 214-217. これは委員会報告という形を取っており、ムニエ個人の考え方も相当程度影響を持っていると考えられるが、ムニエ個人の憲法論そのものではない。ムニエの憲法論自体は、この後主流となってゆくシェイエスの考え方も異なっており改めて検討する必要があるだろうが、とりあえず、ムニエが憲法について論じている著作として『Jean-Joseph Mounier, *Considérations sur les gouvernements, et principalement sur celui qui convient à la France*, Versailles, P.-D. Pierres, 1789; Id., *Nouvelles observations sur les Etats-généraux de France*, s.l., 1789 を参照できる。前者については、公刊の日付は八月一日と考えられており人権宣言についての議論のなかに出されている (cf. Jean EGRET, *La Révolution des notables: Mounier et les Monarchiens 1789*, Paris, Armand Colin, 1950, p. 122, n. 63. EGRET の研究以外に、ムニエについての重要な研究として、岡本明「ジャン・ジョゼフ・ムーニエ (Jean-Joseph Mounier) の政治思想」(『北陸史学』二七卷 (一九七八)、一—二〇頁) を参照。また、波多野敏「ジャン・ジョゼフ・ムニエの憲法論」(『広島法学』三七卷一号、二〇一三) も併せて参照していただければ幸いである。)
- (5) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 214.
- (6) *Ibid.*

- (7) *Ibid.*..
- (8) *Ibid.*..
- (9) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 215.
- (10) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 216.
- (11) *Ibid.*..
- (12) この後まず人権宣言についての審議が進められ、八月末に人権宣言についてのひととりの審議が終わる。その後、憲法についての審議が進められ、一七九一年九月に改めて人権宣言の修正が議題となった上で、最終的な憲法の施行となるので、一応形式的にはこの時のムニエの提案が実現していることにはなる。八月四日まで、憲法と人権宣言の関係をどう捉えるか、憲法が先か人権宣言が先かというのが一つの中心な論点となり、これが八月四日の議決でとりあえず人権宣言を先に審議するという形で決着を見るが、以下で見るようにこの九月はじめまでの議論の中で、憲法の形式・正当性がやはり問題となっていくのである。
- (13) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 221-222. ラファイエットは、六日から活動している憲法委員会の委員でもなく、どのような経緯でこのような発言にいたったかは不明であるが、草案の内容も、後に発表されるムニエの草案などに比べて、人権を非歴史的にとらえ、憲法の哲学的基礎とするという傾向を持っていると言える。これに対して、次に発言するラリー＝トランダルは、五月末には第二身分の部会で単独での資格確認を提案したこともあり、これまでの歴史との関連で憲法秩序を考えるようにする立場であろう。
- (14) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 222-223.
- (15) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 230-231.
- (16) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 232. 六日に構成された委員会は、憲法制定についての「作業手順」を決める委員会であり (*Archives parlementaires*, t. 8, p. 231. のムニエの発言)、この日の委員会は具体的に憲法草案を作成するための委員会と位置づけられる (*Archives parlementaires*, t. 8, p. 231. ペシオン＝ド＝ヴィルヌーヴの動議)。この委員会には身分間のバランスを考慮して、八人のメンバーが選ばれている。第一身分から、タレーラン、シャンピオン＝ド＝シセ、第二身分からクレルモン＝トネル、ラリー＝トランダル、第三身分からムニエ、シエイエス、シャブリエ、ベルガッスである。
- (17) L'Abbé Sieyès (Emmanuel-Joseph), *Preliminaire de la constitution : reconnaissance et exposition raisonnée des droits de l'homme et du citoyen*, s.l. 1789. シエイエスのこのテキストは *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 256-261 にも掲載されている。これは「議会議事録では、「一七八九年七月二〇―二二日に憲法委員会で読み上げられた」として二二日の議事録の最

後に掲載されている。後に、シャンピオン・ドゥ・シセは二七日の憲法委員会の報告の中で、シェイエスのテキストが議員たちには印刷されて配布されていると述べており (*Archives parlementaires*, t. 8, p. 281)、憲法委員会で読み上げられた後、委員会報告に先立ってシェイエスの案だけが冊子として配布されていることを窺わせる。委員会報告に先だつて、それとは別にシェイエス案が印刷配布されたのは若干異例な感じもする。後に見るように委員会の報告は必ずしもシェイエスの考え方を反映しておらず、委員会内部ではいろいろな議論があったものと推測できるが、現時点でこのようなことになった経過はわからない。

(18) SIEYÈS, *Preliminary ob. cit.*, p. 3. 「所見 observation」は、冊子が印刷されたときに付け加えられたものの、*Archives parlementaires* にはない。また、これは冊子の版によつて異同があるようであり、François Furet et Ran Halévi, *La monarchie républicaine: La constitution de 1791*, Payard, Paris, 1996, pp. 320 は、筆者の参照した冊子よりも短く observation を載せている。引用部分は所見の冒頭でテキストに異同はない。

(19) Keith Michael BAKER は、ムニエとシェイエスとの間にフランス人たちが政府の伝統的なシステムを改革しようとしているのか、完全に新しい政府を打ち立てようとしているのかという根本的な対立があると指摘している (cf. Keith Michael BAKER, *Inventing the French Revolution: Essays on French Political Culture in the Eighteenth Century*, Cambridge, Cambridge University Press, 1990, p. 264)。この指摘は全く正しいが、これをムニエがもっとも保守的な立場にあり、シェイエスが新しい憲法を求める立場にあると理解してしまうのは誤りであり、BAKER もそのような議論はしていない。憲法制定ということになると、ムニエもシェイエスとともに新しい憲法の制定の必要性では一致している。ムニエよりもさらに保守的な見解として、三部会の際のダントレーグ伯や七日の第二身分の決議のように既に憲法は存在していると考える立場も存在している。ムニエは、この保守的な立場に配慮しつつ、新しい憲法の制定を求める中間的な立場として、おそらくは自覚的に論理的にはやや曖昧さの残る議論を展開し、伝統的な統治システムとのつながりを残すことで、完全な無秩序を招来することを防ぐと言っていると言えらるだろう。

(20) *Archives parlementaire*, t. 8, p. 281.

(21) また、ムニエの案には、人権宣言に加えて、フランスの統治の原理の一章が付け加えられ、ここでは議院の形式などをどのように考えるかということがテーマとなり、シャンピオン・ドゥ・シセは報告の後半でこの点について論じている。ここに、一院制か二院制かといった、この後の議論の重要な論点も表れてきている。

(22) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 283.

(23) たとえば、議論のはじめに、比較的長い発言をしているクレニエールは、「社会における人間は不滅の自然権を持っている。

これは、理性の格率である」と、歴史とは無関係な理性の格率として人権を把握している。しかし、クレニエールにとつては、「実定的相対的権利を定めるだけの法律に先立って、不滅の自然権を定めること、これこそ私が人民の憲法と呼ぶものである」と、憲法と自然権を定めることをイコールで捉えており、人権宣言が先か憲法が先かという問題には必ずしも明確に答えていない。しかしこの発言も、最後に拍手喝采を受け、冊子に印刷することが決められている (*Archives parlementaires*, t. 8, pp. 317-320)。クレニエールが憲法という言葉で人権宣言について論じていることは、三日にムニエによつても指摘されている (*Archives parlementaires*, t. 8, p. 335)。

(24) この八月のはじめの議論については、すでに公的扶助の問題との関わりで一度取り上げたことがある (波多野敏「一七八九年人権宣言と扶助の権利(二・完)」島大法學四八巻四号、二〇〇五年、一五七—一九二頁)。この際には、ヴァスチーユ占領後の大恐怖との関わりで、貧者の引き起こす無秩序に対する懸念が議員の間に広がっており、こうした観点から議論を見たが、今回はこうした同時的な事件との関わりではなく、より理論的な憲法の正当性という観点からこの議論を見ていく。

(25) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 321.

(26) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 323.

(27) *Ibid.*

(28) 憲法委員会は、二七日のムニエの報告で人権宣言草案と、それに続いてフランスの統治原理という章も合わせて提案している。二つの章を合わせて報告していることは、憲法委員会としてマルエのような意見も出てくることを予想していたのかもしれないが、議会議事録からは確定的なことはわからない。しかし、憲法委員会の中でもシェイエスのように、憲法の基礎となるべき理性的原理として人権宣言を捉える考え方は少数派であったことはメンバー構成から推測はできる。ムニエ、あるいは憲法委員会の提案と言つても良いだろうが、これとマルエの違いは、既存の秩序を前提としながらも、これを変えるための、あるいは新しい憲法を作るための基本的価値を示すものとして暫定的な人権宣言を必要と考えるか、そのような人権宣言も不要であると考えるかという点にある。ムニエの立場からは、既存の秩序は前提にしながらもこれを変える必要があるという点から出発することになり、既存の秩序はそれだけでは必ずしも正当化の原理たり得ないが、マルエのような立場からは、既存の秩序の正当性が、とりあえず議論の出発点となるだろう。これは、三部会の時期に、身分毎の審議を認めるか否かという点での二人の対応の違いにも表れていた。

(29) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 340.

(30) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 341. 権利宣言ではなく権利と義務の宣言を定めるという動議は、最初起立投票にかけられたが、賛否が明確ではないとして、あらためて点呼による投票が行われた結果、否決されている。

その賛否の差はそれほど大きくない。これには、当時の騒然とした状況の中で、抽象的な人権宣言を定めることで、無政府状態を招くのではないかという懸念が作用したこと、第一身分の議員が宗教的な義務をここから連想し、この議員たちの支持があったことなどが推測できる。第一の点については、マルエの発言などにも良く表れているし、第二の点については、シャルトルの司教の義務の宣言を支持する発言が、聖職者から大きな喝采で受け止められていることが記録されており、第一身分の議員が支持していることを窺わせる。

- (31) 国民主権の規定は最終的にムニエの提案が採択され (*Archives parlementaires*, t. 8, p. 463)、また法は一般意思であることを定めた規定はラリーートランダールの提案になるものである (*Archives parlementaires*, t. 8, p. 466)。もちろん、いわゆる第六部会案を下にして、この最終的な提案までさまざまな議論があった上で提案は行われているので、この条文がムニエやラリーートランダールの個人的な考え方を反映したものとは言えないし、憲法委員会のメンバーとしてこうした審議を下する立場にあったために、結果的にこのような形になっているとも考えられるが、いずれにせよ、国民主権論などの規定を定めるのに二人が一定の役割を果たしており、こうした規定の意味を十分に理解した上で審議を進めていることは間違いないであろう。

本稿では、人権宣言そのものの審議経過には立ち入らないが、これについては既に膨大な文献が存在している。筆者自身も、扶助の権利に関する議論を中心として波多野敏「一七八九年人権宣言と扶助の権利(二・完) 島大法学第四八巻四号、二〇〇五年、一五八一—一九二頁で簡単に整理しているが、主な文献についてはこの(注2)でも紹介している。これ以降もさまざまな研究が発表されているが、なかでも澤登文治『フランス人権宣言の精神』成文堂、二〇〇七は重要である。

- (32) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 509.
 (33) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 510.
 (34) 二九日には、国王の強い権限を求める一派と、議会の権限を強くすることを求める一派とで議会は完全に左右に分かれる (cf. Léon DUGUIT et Henry MONNIER, *Les constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789*, Paris, F. Pichon, 1898, pp. X-XI)。これは最終的には国王の議会に対する拒否権をどのように定めるかという点に表れてくるが、とりあえずは国王の裁可についてどう議題が、三十一日に憲法委員会としてラリーートランダールとムニエが報告を行う。この二人の報告については、*Archives parlementaires*, t. 8, pp. 514-527°
 (35) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 514-515.
 (36) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 515.
 (37) *Ibid.*

- (38) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 523.
- (39) 憲法委員会の報告では、拒否権という言葉も明確に使われていないが、実質的には議会に対する国王の拒否権を認めようとするものであると考えられる。国王の裁可権という言葉で何を意味しているのか、この後の審議でも若干の混乱は見られるが、憲法委員会の中心メンバーの一人で、この日も報告を行ったムニエは、個人的には国王の絶対的拒否権を認めようとしていることは、たとえば「Jean-Joseph MOUNIER, *Exposé de la conduite de M. Mounier*, Paris, 1789, p. 56.」などから明らかである。停止的拒否権 *veto suspensif*、絶対的拒否権 *veto absolu* といった言葉は報告では使われていないが、この後の審議では盛んに使われるようになる。
- (40) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 535.
- (41) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 535-536.
- (42) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 537.
- (43) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 543.
- (44) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 543-544.
- (45) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 529. ほかに「三日の Goupil de Préfen の「われわれは憲法を作るために来ているのではなく、古来の憲法を確実にするために来ているのである」といった発言も見られる。
- (46) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 554-564.
- (47) 「この点については」 cf. Keith Michael BAKER, *Inventing the French Revolution op. cit. in n. 19*, pp. 271-301.
- (48) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 529.
- (49) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 530.
- (50) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 555.
- (51) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 569.
- (52) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 571.
- (53) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 584.
- (54) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 555.
- (55) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 559. 国民が立法に関して直接判断すると言うことの危険性は、停止的拒否権の支持者の間にもないわけではない。例えば、真つ先に停止的拒否権を支持する議論を展開したサルは、「確かに、くびきの中で年齢を重ね、従属の悪徳に染まった奴隷に自由を与えるのは危険である。最初になすべきことは、彼らを自由にする前に、自由を愛

するようにさせることであり、それはすなわち法律を愛するようにすることである。その心を再生し、奴隷を威厳ある人間にまで引き上げることである」とも言うのである。しかし、サルは、革命がこうした奴隷的な人間を威厳ある人間に変える、革命がすべての人の心の中でも行われれば、法典を確実に支えることができるようになると言い、「人間は正気を失うことはあり得るが、大国民はそうはならない。大国民は、自らの利益について考え、自らのために法を定めるのであり、自ら悪を望むようなことはしない」と、国民に信頼を置くことが出来ると論じているのである (*Archives parlementaires*, t. 8, p. 530)。ほかにペシオン・ド・ヴィルヌーヴの議論など (*Archives parlementaires*, t. 8, pp. 583-584)。

- (56) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 560.
- (57) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 586.
- (58) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 563.
- (59) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 563.
- (60) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 592.
- (61) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 592.
- (62) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 592-593.
- (63) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 593.
- (64) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 593.
- (65) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 594.
- (66) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 595.
- (67) *Archives parlementaires*, t. 8, pp. 607-608, 612.
- (68) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 617.
- (69) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 619.
- (70) *Archives parlementaires*, t. 8, p. 636.
- (71) *Archives parlementaires*, t. 9, pp. 54-55.
- (72) ヲニエの行動について Jean EGRET, *La révolution des notables op. cit. in n. 4*, を参照。
- (73) 革命期の代表制や主権論をめぐる研究は枚挙にいとまがないが、とりわけ一例として Lucien JAUME, *Le discours jacobin et la démocratie*, Fayard, 1989; Pierre ROSANVALLON, *Le sacre du citoyen*, Gallimard, 1992; Pasquale PASQUINO, *Sieyes et l'invention de la constitution en France*, Edition Odile Jacob, 1998; 富永茂樹「理性の使用：ひとびとのかこい市民

となるのか』みすず書房、二〇〇五などを挙げておく。

（完）

本稿の執筆にあたっては科学研究費補助金基盤研究C（課題番号二三五三〇〇一二）の助成を受けている。記して謝意を表したい。